|  |
| --- |
|  平成２９年度（２０１７年度）社会福祉法人　いなほ福祉会法 人 事 業 報 告 書 |

１．理事会・評議員会の開催、並びに監事監査の実施

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第８８回理事会〔　４月２５日〕 |  |  |
| 第８９回理事会〔　５月２７日〕 |  | 監事監査〔　５月２７日〕 |
| 第９０回理事会〔　６月１１日〕 | 第１回定時評議員会〔　６月１１日〕 |  |
| 第９１回理事会〔　１月１７日〕 |  |  |
| 第９２回理事会〔　３月２５日〕 |  |  |

* 「理事会議事内容」「評議員会議事内容」については別紙のとおり

２．経営会議・法人職員合同研修会の開催

（１）「経営会議」・・・１２回開催（１ヶ月に１回のペース）

組織運営における最高決議機関「理事会」の決議をもとに、日常的・実務的な諸事に係る法人運営を担い、理事会への提案と決議案件の執行、日常の法人運営の方針策定と執行、各事業所運営の現況や課題等の情報共有、並びに事業所間協力の調整、人材育成と研修企画、その他経営に関する対処等を実施した。さらに、各事業所の適切な運営管理と監督の強化を図り、各事業所の課題解決方針の策定、事業所会計間の資金転用方針の策定、予算執行状況の把握、法人資源の有効活用なども実施した。

４月からは社会福祉法人制度改革に伴う理事改選もあり、経営会議の構成メンバー

　　は理事６名（理事全員）に各事業所管理者５名を加えた１１名で開催した。

（２）「法人職員合同研修会」・・・３回開催

７月に正規職員・有期契約職員の全ての法人職員が、那智勝浦町福祉健康センター

　　（多目的ホール）に集会し、法人職員合同研修会を開催した。研修内容は、①虐待防止伝達研修　②人権尊重推進委員会副会長中西氏を招いての人権擁護研修　③セクシャルハラスメント・パワーハラスメント防止に係る周知を実施した。虐待防止・人権擁護に係る研修を通して、虐待防止の共通認識と防止対策の徹底を図った。

　　　９月には、送迎運転者と送迎添乗員を対象にした交通安全セミナーを開催した。

　　　１０月には「ルールブック」を制定して、正規職員・有期契約職員の全ての法人職員を対象にして、仕事上のマナー・職場で守るルールの周知を実施した。

事業部門別では下半期に、成人事業部門で「わされんブロック研修会」、児童事業部門で「児童事業部門職員学習会」を開催した。

３．所轄庁による一般検査・指導監査・実地指導の結果

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施日 | 所轄庁 | 種　別 | 対象事業所 |
| １２月２２日 | 近畿厚生局 | 業務管理体制に係る一般検査 | いなほ福祉会（法人） |
| １月２３日 | 和歌山県 | 事業所に係る実地指導 | ワークショップゆう |
| １月２４日 | 和歌山県 | 事業所に係る実地指導 | いなほ作業所 |
| １月２５日 | 和歌山県 | 施設に係る指導監査 | 通園くじら |
| １月２５日 | 和歌山県 | 法人に係る一般検査 | いなほ福祉会（法人） |

　業務管理体制に係る一般検査については、改善報告を求められる事項は特段認められなかった。法人に係る一般検査についても、文書指摘・口頭指摘とも無かった。通園くじらの指導監査については、文書指導が１件、口頭指導が４件あったが、指導事項の全てについて既に改善を施し、県に対して「改善報告書」を提出した。いなほ作業所とワークショップゆうの実地指導については、不適合事項は認められなかったという結果であった。

４．重点方針の実績　　〔赤字〕平成２９年度事業計画

１　社会福祉法人制度改革に係る対応の徹底を図ります。

（１）経営組織のガバナンスの強化に努めます。

「業務管理体制」の強化として、法令等にもとづき、理事・理事長・「理事会」・評議員・「評議員会」及び監事の権限・義務・責任等を明確化し、法人組織において、①誰が経営の重要事項について意思決定するのか、②誰が決定された事柄を執行するのか、③誰が業務執行のプロセスを監視するのかについて整理し、健全で公正な法人運営が担保されるための仕組みづくりを実施した。

（２）事業運営の透明性の向上に努めます。

（財務諸表・現況報告書・役員等報酬基準等の公表）

計算書類（貸借対照表・収支計算書等）、財産目録、役員名簿・役員等の報酬等支給の

準、現況報告書については、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより６月２８日に公表した。また、「定款」「役員名簿」「役員等の報酬等支給の基準」「各事業所事業報告」についても、法人のホームページにおいて、インターネットによる公表として８月１６日に掲載した。

（３）財務規律の強化に努めます。

（適正かつ公正な支出管理・適正な役員等の報酬・親族等関係者への利益供与の

禁止・内部留保の明確化）

法令にもとづき、適正かつ公正な支出管理、適正な役員等の報酬、親族等関係者への利益供与の禁止等の徹底を図った。平成２８年度末時点での再投下対象財産（社会福祉充実財産）は生じていない。事業継続に必要な財産（控除対象財産）が不足している状況にあり、法人の所有財産の増額を図らなければならない。

（４）地域における公益的な取組に努めます。

社会福祉法人の責務とされた「地域における公益的な取組」の実施については、地域の

障害者・高齢者と住民の交流を目的とした“いなほ音楽祭”を、今年度も第７回目として、平成３０年１月１３日に三重県紀宝町で開催した。また、児童事業部門において、子育て家族への交流の場の提供として、お友達の中に入って行きにくい・お友達よりちょっとペースがゆっくりで心配・落ち着かなくて困っている等々の保育所や幼稚園へ通っている子どもたちを対象に、子どものことで心配している親子のための教室（定期開催の土曜保育）を開催。自治体の委託事業に法人独自に付加的なサービス提供として、乳幼児健康診査等で、成長・発達面において「要経過観察」となった乳幼児、及び育児不安等が強い保護者への子育て支援を目的に、子どもの成長発達について正しい理解を得ながら、今後の見通しを立て安心して子育てができる環境づくりを支援しているが、これらの事業が公益的な取組に該当するよう発展を模索中である。さらに、「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト」への参画も模索中であり、取り組みの充実を図っている。

２　法令遵守の業務管理体制と民主的な組織運営の確立をすすめます。

　　民主的な組織運営として、「理事会」→「経営会議」から各事業所運営（職員周知）の体制を構築し、並びに法令遵守責任者により法人全体を一元的にとりまとめ、法令等が遵守され、適切な事業運営がなされるよう監督の強化を図ります。

民主的な組織運営として、「理事会」→「経営会議」から各事業所運営（職員周知）の体制を堅持し、並びに法令遵守責任者により法人全体を一元的にとりまとめ、法令等が遵守され、適切な事業運営がなされるよう監督の強化を継続している。

本年度は、「社会福祉法等の一部を改正する法律」の平成２９年４月１日施行に合わせた

対応を遺漏なく実施した。

３　次世代の管理者育成をすすめます。

　　平成２６年１０月、平成２７年４月に実施した管理者人事異動より、新任管理者への世代交代を確実なものとするため、いなほ福祉会の理念の伝承と法令を遵守した事業運営や組織管理・業務管理のノウハウの伝承を図ります。

若手の管理者が就任して３年が経過した。若手の管理者への世代交代を確実なものとす

るための、いなほ福祉会の理念の伝承や法令を遵守した事業運営や組織管理・業務管理のノウハウの伝承には、経験等のプロセスも必要であり、継続した取り組みを要する。特に昨年度からは、若手の管理者が経営会議での検討や議論の組み立て、そのプロセスを経験することの機会を設けている。また、本年度は、指導監査や実地指導に対する助言と指導を重視した。

４　福祉専門職員としての人材育成と福祉・介護職員の処遇改善をすすめます。

（１）福祉専門職員としての人材育成

　　　新規事業所の開設に伴う既存職員の人事異動や新規職員の採用により、これまでのサービスの質の維持は重要な課題となっており、良質な人材育成と障害福祉サービスの質の向上のための研修の実施と機会の確保を図ります。

法人全職員の資格取得状況・研修受講履歴等の「一覧データ」を作成し、法人本部の管理にて、個々職員の状況把握と研修機会の提供をすすめます。また、いなほ福祉会の理念の伝承に重点を置いた職員の研修体系の構築をすすめます。

新規事業所の開設に伴う既存職員の人事異動や新規職員の採用により、これまでのサービスの質の維持は重要な課題となっており、良質な人材育成と障害福祉サービスの質の向上のための研修の実施と機会の確保を図っている。また、いなほ福祉会の理念の伝承に重点を置いた研修体系の構築をすすめているが、理念の伝承については奥が深く、中長期的な課題となっている。法人全職員の資格取得状況・研修受講履歴等についての把握作業は完了しているが、未だ「法人全職員資格取得状況・研修受講履歴一覧データ」の完成までには至っていない。平成３０年度での完成を目指し、法人本部の管理にて、個々職員への適切な研修機会の提供を充実させたい。

（２）福祉・介護職員の処遇改善

　　　職員の雇用管理の改善・労働環境の改善をすすめます。また、キャリアパス制度（職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系）の充実について、平成２８年度に見直した「人事考課制度」と「業績評価制度」の精度を高めます。

職員の雇用管理の改善・労働環境の改善をすすめている。処遇改善加算Ⅰ（平成２９年

度報酬改定）の扱いについては、上半期で検討し、矛盾は抱えつつも職員の処遇向上を優先させることに決し、１１月６日付で加算Ⅰの申請（登録）手続きをとり、１２月１日からの加算適用とした。本年度は、１２月～３月分についての加算追加は、現状のルールに則り配分することとし、３月の年度末での一括支給とすることとした。しかし、矛盾の解消（課題）として、①加算対象外職員の扱い、②加算対象外職員と加算対象職員の兼務の扱い、③加算対象職員の扱い、④職員周知の徹底と理解を促す丁寧な説明の扱い、⑤保育士等の加算の意義や他保育所との比較の観点から、成人分野と児童分野の分野別の配分方法の導入の是非について等々の「支給細則」等に係る再検討をする必要が出てきた。

キャリアパス制度（職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系）の充実につい

ては、平成２８年４月１日に「給与規程」を改定し若年層の所得改善を図り、平成２８年度で「人事考課制度」と「業績評価制度」の見直しを完了させた。本年度は、見直し後の「人事考課制度」と「業績評価制度」において実施したが、その精度についてはまだまだであり、精度を高める手だてを更に検討していきたい。

５　安定した継続可能な財政運営基盤の確立と本部機能の強化をすすめます。

（１）安定した継続可能な財政運営基盤の確立

平成２６年度新規事業「平見ハイツ」、平成２７年度新規事業「いなほのパン屋」、平成２８年度新規事業「通園らっこ」と資金投資が続いたことから、財政運営基盤が弱体化した状況にあり、３年後の回復を目標に平成２９年度～平成３１年度について、計画的かつ適切な予算編成や予算執行を図ります。

平成２６年度新規事業「平見ハイツ」、平成２７年度新規事業「いなほのパン屋」、平成

２８年度新規事業「通園らっこ」と資金投資が完了し、その結果、財政運営基盤が弱体化している。今後３年間（平成２９年度～平成３１年度）での、新規事業を凍結したうえで、財政運営基盤の回復を図るため、平成２９年度の予算編成や予算執行を実施している。

（２）本部機能の強化

法人本部として、業務執行理事を中心に請求・経理・総務全般・制度上の法令遵守・各事業所の適切な事業運営と財政運営の監督等、本部機能の強化を図ります。また、現行制度を熟知し、法令遵守に係る「諸規程」における不備の見直しや改善をすすめます。

法人本部として、業務執行理事・事務長・事務員２名の体制で、請求・経理・総務全般・

制度上の法令遵守・各事業所の適切な事業運営と財政運営の監督等、本部機能の強化をす

すめている。上半期として、「予算経理状況報告書」をベースに法人全体の予算の執行状況

の確認と検証を実施した。「予算経理状況報告書」については、全８事業所の管理者に配布

している。現行制度を熟知し、法令遵守に係る「諸規程」における不備の見直しや改善に

ついては、年度当初において「社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行に沿った対応

を完了させた。課題として残っている改正「労働法」関係に係る諸規程の整備（改定）、情

報データのセキュリティーの構築（クラウド使用や暗証番号の設定等）の個人情報取扱規

程の新規制定について、下半期より着手しているが、完了までには至っていない。

（３）経理・労務管理の外部委託の検討

　　　細かな法改正や企業コンプライアンスの厳格化など、年々複雑さを増す総務・労務・経理・法務・人事管理に対応していくため、専門家（外部委託）による範囲の検討をすすめます。

細かな法改正や企業コンプライアンスの厳格化など、年々複雑さを増す総務・労務・経理・法務・人事管理に対応していくための専門家（外部委託）による範囲の検討については、本年度での着手には至らなかった。次年度において、検討をすすめ結論を導きたい。

６　利用者と家族の願いを実現させるための新たな事業と運動をすすめます。

　　優先順位

第１位　「通園めだか」障がい児等療育相談支援事業への参画／平成２９年４月開設

昨年度３月２７日付で「選定通知書」を受理し、本年度の業務委託が確定した。平成２９年４月１日付で業務委託契約締結により事業開始に至り、本件事業を完了した。

　　相談支援事業の事業運営については、順調に推移している。

第２位　「通園くじら」の相談支援事業所の併設（相談室の増築）について検討

　　　本年度での検討の着手には至っていない。

第３位　「ワークショップゆう」並びに「第２通園くじら」の将来的な実践構想や

施設整備構想の検討

　　　ワークショップゆうについては、事業を具体化するためのプロジェクトチームを立ち上げたが、具体的な検討の着手には至っていない。

第２通園くじらについては、１０月２３日経営会議において、三重県（紀宝町）への移転事業の提案がなされ、具体化することの承認を受け着手した。その後紀宝町との調整を経て、保護者への説明会等を実施した。２月２８日紀宝町議会（委員会）にて、紀宝町所有の旧相野谷診療所跡建物の無償貸与が確定した。３月６日より設計士による建物改修設計にかかった。３月２９日地域住民説明会での住民了解を受けて、地域関係機関との調整、事業廃止・指定に係る調整を行った。来年度で建物の改修工事を着工し、和歌山県での事業廃止・三重県での事業指定を完了させる予定で、移転事業をすすめている。

５．障害者雇用の法定雇用率の未達成の改善を図ります。

　４月にハローワーク（所長）が来所し、障害者雇用に係る法定雇用率の未達成について指導を受ける。その後「経営会議」において、雇用職種や雇用条件等について調整と協議を重ね、上半期中での雇用（求人登録）にはつながらなかったが、１２月１３日にハローワーク〔障害専用求人〕について登録を完了した。その後応募があり２月５日採用試験を経て、１名（非常勤１日５時間勤務）を採用した。採用時は非常勤職員としてであるが、本人の意向や能力を鑑み、将来的に正規職員への登用を視野に入れて、法定雇用率達成につなげたい。

６．利用者・家族、並びに職員の生命の安全を確保するため、「安全確保の体制整備」並びに「非常災害対策計画の策定」に係る対応を継続して取り組みます。

「いなほ福祉会〔防災計画（設計）〕」に基づいた「各事業所個別計画」により、法人全体として防災意識の高揚や避難訓練等の実施を継続的に取り組んでいる。今後も、定期的に見直しや諸事対策を継続して講じていきたい。

別紙

【理事会】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開催日 | 出席者数 | 監事出席の有無 | 決議事項 |
| ４月２５日【第８８回】 | ６人 | ０人 | 第１号議案　諸規程の改定、並びに制定について（１）「定款施行細則」の改定（２）「就業規則細則」の制定（３）「給与規程細則」の制定（４）「職員処遇細則」の制定（５）「休暇制度細則」の制定（６）「処遇改善手当支給細則」の制定（７）「時間単位の年次有給休暇に関する協定書」の制定（８）「職員人事考課規程」の改定第２号議案「役員等報酬規程」の改定、並びに役員報酬等の基準の制定について第３号議案「評議員選任・解任委員報酬規程」の制定について第４号議案　その他 |
| ５月２７日【第８９回】 | ６人 | １人 | 第１号議案　平成２８年度　監事監査報告について第２号議案　平成２８年度　事業報告について第３号議案　平成２８年度　決算報告について第４号議案　社会福祉充実残額について第５号議案　第１回「定時評議員会」の日時、場所、並びに議題（議案）について第６号議案　役員（理事・監事）選任候補者について第７号議案「役員等報酬規程」、並びに「評議員選任・解任委員報酬規程」について第８号議案　その他（１）平成２９年度理事長並びに法人統括理事の職務執行状況報告について（２）いなほ作業所　平成２９年度第１次補正予算について |
| ６月１１日【第９０回】 | ６人 | ２人 | 第１号議案　理事及び監事の就任について第２号議案　理事長の互選について第３号議案　業務執行理事の選任について第４号議案　その他 |
| １月１７日【第９１回】３月２５日【第９２回】 | ６人６人 | ２人１人 | 第１号議案　理事長並びに業務執行理事の業務執行状況報告について第２号議案　第２通園くじらの三重県（紀宝町）移転について第３号議案　通園くじら送迎車両の購入整備について第４号議案　その他第１号議案　報告事項について（１）理事長並びに業務執行理事の業務執行状況報告について（２）厚生局・和歌山県による一般検査・指導監査・実地指導の結果について第２号議案「平成２９年度　最終補正予算（案）」について第３号議案「平成３０年度　事業計画（案）」について第４号議案「平成３０年度　収支予算（案）」について第５号議案　第２通園くじらの三重県（紀宝町）移転について第６号議案　第２回「定時評議員会」の日時、場所、並びに議題（案）について第７号議案「運営規程」の各事業所における一部改定について第８号議案　その他 |

【評議員会】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開催日 | 出席者数 | 監事出席の有無 | 決議事項 |
| ６月１１日【第１回】 | ６人 | ２人 | 第１号議案　平成２８年度　監事監査報告について第２号議案　平成２８年度　事業報告について第３号議案　平成２８年度　決算報告について第４号議案　社会福祉充実残額について第５号議案　理事及び監事の選任について第６号議案「役員等報酬規程」、並びに「評議員選任・解任委員報酬規程」について第７号議案　その他（１）「評議員名簿」について |